

平成25年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会 会議録

1. 開催日時：平成26年3月18日（火） 午前9時55分から午前11時05分まで
2. 開催場所：木更津市役所 6階会議室
3. 出席者氏名：（協議会委員）別紙、名簿のとおり
（木更津市）水越市長、森経済部長
（事務局） 経済部農林水産課 平野課長、鶴岡主査、松木主事、奥田主事、高橋主査

4. 議事

- （1）協議会委員の変更について
- （2）市内の農用地の状況について
- （3）長須賀地区の農振除外検討について
- （4）その他

5. 会議の内容

平野課長（司会）

少し早いですが、出席予定の皆様がそろいましたので平成25年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会をただいまから開催いたします。

本日の進行役を務めます農林水産課の平野と申します。よろしくお願いします。

それでは、まずはじめに、水越市長からご挨拶を申し上げます。

水越市長（挨拶）

皆様、こんにちは。「平成二十五年度の木更津市農業振興地域 整備促進協議会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、皆様方には、年度末の大変お忙しい中を協議会を開催して頂き、また、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

安藤会長を始めといたしまして、委員の皆様方には、日頃から、本市農業行政はもとより、市政各般にわたりまして、深いご理解とご協力をいただいておりますことを、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、昨年10月に発生した台風では被害を受けた農道や水路などの復旧作業が進む中で、また先月の観測史上まれに見る豪雪によりまして、本市はもとより、各地でパイプハウスの倒壊など甚大な被害が発生いたしました。

このため、国では、被害農業者が今後も意欲を持って農業を継続していけるように万全の対策を講じていくこととして、融資・農業共済での対応に加えまして、災害資金の無利子化や農業用ハウス等の再建、修繕への助成などを実施いたします。

本市も県と連携をしまして、被害対策が円滑に進むよう努めて参る所存でございます。

また、本市では、原発事故による放射性物資の影響により、24年4月から「たけのこ」の出荷制限が続いておりましたが、昨年10月に条件付きではありますが、ようやく出荷制限が解除となりました。しかしながら、いまだに、放射性物質の問題は解決に至っておりません。このような災害の他にも、我が国の農業は、担い手不足や高齢化、耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷などに加えまして、TPP問題など、いくつかの課題を抱えており、農業を取り巻く状況は、国内的にも、また、世界的な経済連携の枠組みの中においても、厳しさを増してきております。こうした中、国は、昨年12月に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」これをまとめまして、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、関係者が一体となって、課題の解決に向けて、取り組んでいくことといたしました。本市といたしましても、こうした国の動きを注視しながら、農業者の皆様やJA木更津市を始めとした、農業者団体、関係機関と連携し、地域農業の発展に向けた取り組みを推進して参りたいと考えております。

本日は、市内の農用地の状況や農業振興に係る事業の進捗状況などについて、事務局よりご説明をさせて頂き

ます。私は、本日が最後の協議会出席となりますが、委員の皆様方には、今後とも、それぞれのお立場からご指導・ご助言と変わらぬお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。また、長い間色々とお世話になりまして、ありがとうございました。

平野課長（司会）

大変申し訳ありませんが、ここで、市長は公務の都合によりまして退席をさせていただきます。
（水越市長 退席）

平野課長（司会）

ここで、お知らせいたしますが、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」によりまして、本会議は原則、公開とさせていただきます。公開にしたところがございますが、傍聴者は現在のところ、ございませんでした。

あらためて協議会を進めて参ります。

委員の皆様のご紹介でございますが、時間の関係上、会議資料の2ページでございます委員名簿により、代えさせていただきますと思います。

なお、本日、木更津市議会経済環境常任委員会 國吉俊夫委員、木更津市農業協同組合 江澤貞雄委員、同じく池田廣委員、ぼうそう農業共済組合 山下秀彌委員、浮戸川沿岸土地改良区 川島三夫委員、椿土地改良区 磯貝清一委員、木更津市酪農組合 竹内和雄委員の7名の方が欠席となっております。また、千葉県君津農業事務所 飯田秀雄委員につきましては、君津農業事務所企画振興課 課長の馬場俊夫様が本日、代理出席していただいております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

まず、経済部長の森でございます。続きまして農林水産課の鶴岡でございます。続きまして農業振興地域に関することを担当しております高橋でございます。同じく松木です。同じく奥田でございます。以上よろしくお願い致します。

それでは、会議に入らせていただきます。

議長につきましては、木更津市附属機関設置条例第6条第1項によりまして、会長が議長を務めることと規定されております。

なお、平成23年度の本協議会におきまして、会長には安藤委員が選出されておりますので、安藤会長には、恐れ入りますが議長席の方へお願いいたします。

安藤会長（議長）

ご指名にあずかりました、安藤でございます。しばらくの間、議事の進行をさせていただきますのでどうぞ御協力のほど、よろしくお願い致します。

はじめに、本日の出席委員は定数17名中10名であり、過半数を超えておりますので、木更津市附属機関設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立しております。

それでは、議題（1）「協議会委員の変更について」を議事に供します。事務局から説明をお願いいたします。

高橋（担当者説明）

はい。議長。担当の高橋でございます。よろしくお願い致します。

まず説明に入ります前に、はじめに皆様に本日お配りいたしました会議資料の確認をさせていただきたいと思っております。会議資料は、①表紙の次に次第があり、次の1pから始まって15pまでのA4の資料ホチキス留めが1部、②A4横のホチキス留めで「上望陀地区水田活性化計画」と書かれたものがございます。以上2点、お揃いでしょうか。資料の説明の際は、「何ページ」をご覧くださいと、ご案内をいたしますので、よろしくお願い致します。

それでは、はじめに、資料の1ページをご覧ください。

委員の皆様には、平成24年3月に、2年間の委員をお願いしたところがございますけれども、人事異動によ

り君津農業事務所長が五十嵐様から飯田様へ変更になりました。また、木更津市酪農組合長が小原様から竹内様にそれぞれ変わっております。新たに委員になられた飯田様、竹内様には、先日、委嘱状の交付をさせていただきましたので、この場をお借りして、ご報告いたします。以上でございます。

安藤会長（議長）

事務局からの議題（１）の説明が終わりましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

ございませんか。それでは、無いようですので、次に議題（２）「市内の農用地の状況について」を議事に供します。事務局から説明をお願いいたします。

高橋（担当者説明）

はい。議長。 それでは議題（２）の市内の農用地の状況について、ご説明させていただきます。

まず、資料の３ページをご覧ください。農業振興地域整備計画につきましては、全体見直しを平成２２年度に行いました。その後の随時変更でございますけれども、会議資料４ページをご覧ください。全体見直し終了後の平成２２年９月末締切案件から始まっておりますけれども、資料の４ページから毎年３月末、９月末を締切といたしまして、年２回受付を行っております。平成２５年３月２６日に開催いたしました前回の農業振興地域整備促進協議会におきまして６ページ上段までは説明してあります。それ以後の変動につきまして、６ページの下段になりますけれども、Ｈ２５－０３末と書かれたところがございますけれども、１件で１，９８７㎡の除外がございました。平成２５年３月締切案件でございますけれども、こちらの除外につきましては、椿地区県営椿土地改良事業に係る非農用地区域設定で平成１３年の時に行われておりましたものを、全体見直しに反映するのが漏れがありまして、その修正を行うものでございます。そちらが、通常の随時変更の手続きに乗せて行うということで、県と協議が整いまして、こちらの１，９８７㎡非農地ということで除外を行いました。こちらは農振法第１０条４項による除外でございますので、通常の１３条２項の５要件については特に検討は必要ないということでございます。次の７ページでございます、こちら軽微変更一覧になってございますけれども、こちら平成２５年３月末の締切のところ１件、用途変更、田から豚舎、管理舎へということで上望陀地区で軽微変更がございました。軽微変更につきましては農振農用地の扱いはそのまま用途変更ということで取り扱っております。

また、平成２５年９月締切案件につきましては、申出はございませんでした。

なお、詳細は、別添 資料記載のとおりとなっております。また８ページにＡ３のカラー版で、除外編入分布図を添付いたしましたのでそれぞれの位置につきましては、こちらをご参考としていただきたいと思います。以上でございます。

安藤会長（議長）

事務局からの議題（２）の説明が終わりましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

ございませんか。では私の方から１つ、除外目的が農業用倉庫でも、農振地域内の農業用倉庫ですよ。さっき聞いたのは、農振は変わらないということですが。倉庫の部分だけ除外したということ。

高橋主査（事務局）

農振農用地の用途変更につきましては、農振農用地と言う扱いはそのまま変わらなくて、除外といいますが、建物が建ちますので地目が田んぼまたは畑から宅地ということになりますけれども、農業振興地域内の農用地ということで扱いは、いろいろな補助金や税の優遇措置などはそのまま受けられることになります。

安藤会長（議長）

面積も含めてか？

高橋主査（事務局）

除外面積につきましては、６ページまでの細かい資料のところ、最後が３，２０３．９９ということになっ

てございますけれども、こちらが平成22年度に実施しました全体見直しから現在どのくらいになっているかということで、最終的に編入もありましたので、現在3,203.99㎡減った状態になっております。この数字、農振管理、農振農用地の面積管理の方からは、用途変更ということで、軽微変更の分につきましては、農振農用地それぞれ田・畑・樹園地と農業用施設用地と4つの区分がございますけれども、その間の移動になりまして、農用地面積としては変更ございません。

安藤会長（議長）

他に質問等がありましたらお願いいたします。

それでは、無いようですので、次に議題（3）「長須賀地区の農振除外検討について」を議事に供します。事務局から説明をお願いします。

高橋（担当者説明）

はい。議長。 それでは、（3）「長須賀地区の農振除外検討について」でございますけれども、こちらはコメリパワーの処理経過となります。会議資料の9ページをご覧ください。

主な協議経過につきましては、前回の農業振興地域整備促進協議会の時に10ページ点線の上のところまでは説明が終わっております。その後の経過につきましては、10ページの点線の下に記載のとおりとなります。内容として県庁農地課での打ち合わせを1回、事業者と市の関係課を交えた打ち合わせを2回、それぞれ実施しています。事業の概要につきましては、資料の中にはございませんけれども前回説明と変更はございません。

次のとおりとなりますけれども、事業計画地は、木更津市長須賀字沖ノ谷1859番ほか87筆、全体面積は事業計画地で約69,000㎡ございます。そのうち農振農用地が50,289㎡、農振農用地以外が11,600.46㎡ございます。

農振法第13条第2項に規定する除外要件の適合性のうち、第1号の「代替性」、こちらは資料の11ページを同時にご覧いただきますと、農振除外5項目が載っておりますけれども、農振農用地の除外は次の5要件全てを満たす場合でないと認められないということでございまして、第1号の農振農用地以外に代替すべき、その土地以外に代替すべき土地がないこと。また第2号の「効率的かつ総合的な農業上の支障」について、支障を及ぼすおそれがないこと。第3号の「農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障がないこと」、第4号は「土地改良施設の機能に支障がないこと」、また、第5号「土地改良事業完了後8年を経過しているもの」のそれぞれにつきまして、検討の結果、農振法第13条2項に規定する5要件については、満たしているものと考えまして、県の方にご相談に、確認も含めて平成25年6月27日に伺って、ご説明をいたしました。

その際に、資料の12ページをご覧ください。12ページ、13ページにかけて、その時農地課での指摘事項、確認事項といたしまして、また宿題と申しますか県の方から、それぞれ検討をしていただきたいということでお話があった内容でございます。最初12ページの方、事業者側コメリさんの方に再度また検討をお願いしてある項目が◎の項目となっておりますが、こちらが16項目。また13ページの市の検討事項、○の3項目でございますけれども、こちら事業者さんにはそれぞれ再度、追加資料等をいただけますよう依頼をしております。また、市の検討事項につきましても関係各課等、また、農林水産課内部におきましても引き続き調整を行っております。現在進行中でございますけれども、以上を整理した上で今後、関係各団体への意見照会や国との協議の中で、さらに精査して行きたいと考えております。また、本案件は、4haを超えるものでございまして、除外後の農地転用につきましては国協議案件となっております。農振除外の検討段階において、農地転用の許可見込みも確認する必要があるため、国との事前調整を行って、ある程度まとまり、除外の見込みが立ったところで、皆様に再度お集まりいただきまして農振計画の重要変更について、ご審議いただきたいと考えております。

以上でございます。

安藤会長（議長）

事務局からの議題（3）の説明が終わりましたが、質問等ありましたらお願いします。

山口委員

ここの確認事項とか指摘事項とかを読むと非常に難しいようなことをいっぱい書いてあるんだけど、これ実現性はあるんですか。正直な話。

高橋（事務局）

実現性の担保ということで農地課さんの方から指摘がございまして、普通に見るとかなり厳しいというか、難しい案件になっておりますけれども、市の方針、全体として市としては、あの場所にコメリを誘致したいというものがございまして、難しい項目ひとつひとつクリアして行くような形で進めたいと考えております。

鈴木（隆）委員

今、コメリさんに色々と質問事項等、要請していますよね。今までの話し合いとかの結果で、コメリの意向っていうのはどういう意向なんですかね。

高橋（事務局）

コメリさん、事業者側の意向といたしましては、年数がかかりかかっていますが、当初、平成16年にご相談がございましてから、途中中断もあってまた平成22年から本格的に ご相談に見えておりますけれども、その中で年数がかかっても、この事業計画を実現させて行きたいという意向を持っておられるということでございます。

安藤会長（議長）

他にございませんか。

鈴木（勇）委員

今いろいろルールの説明を受けましたけれども、平成16年に市長に申し入れがあって、今年で10年目ですよ。今まで経緯、あるいは努力されたと思いますけれども、先ほど鈴木さんの方からも質問が出ましたけども、市としてのね、関東農政局あるいはこの除外のね、4ha除外の10年たった今日、見通しはありますか。わかりませんか。判断が難しいですか。

高橋（事務局）

判断、見通しということでございますけれども、見通しはかなり厳しいですが、可能性は多分ゼロではないというところで、これだけ色々クリアすべき項目が、具体的にかなり示してきていただいておりますので、それをもって検討していくことで、どうしてもそこでその実現が必要だという説明を、関東農政局に行った時のお話、一度伺ったことがあるんですけれども、市民誰しもがその理由で納得できるようなものが、もし市としてそういう理由付けができるのであれば、大丈夫とは言わなかったんですけれども、除外に当たってはそういう説明責任が市にもありますというお話は受けております。

鈴木（勇）委員

もう1点お伺いしますけれども、4haが敷地面積ということで予定されているんですけど、その4haの地権者の意向は今のところ、今までと変わらないですか。

高橋（事務局）

コメリさんの方、事業計画の重要変更願ということで、そちらの添付書類に同意書類というのがございまして、地権者さんが同意してくださっているってことも変更をあげてくる条件になっているんですけれども、そちら一部やはり年数が10年ほど経っているんで、当初の意向、土地所有者の方から相続されたりなどで当初と変更になっている方もいらっしゃるということで、土地所有者さんの意向につきましては、コメリさんの方で同意の方

を今確認をしていただいております。

小倉委員

これは誘致として市の方は進めたいんですか。

高橋（事務局）

市といたしましては、この地区に是非、物販、16号幹線道路になりまして、将来的にまだ実施計画まで至っていないのですけれども、前面に都市計画道路、中里曾根線というのが将来的には整備を計画しておるところでありまして、交通の要所、物販施設を是非その重点地区に一箇所置きたいということで、現市長の方から、そういう意向を伺っております。

小倉委員

指摘事項とか検討事項はひとつずつクリアされてきているんでしょうか。

高橋（事務局）

解決と言うか、具体的には資料を揃えていただいているところで、まだ、事業者さん側からははいただいております。また、市の検討事項としましては、一応働きかけというか、一度県に伺った6月の時に、農振農用地を減らすのであれば、どこか編入を考えてくださいといった意味合いの言葉もありましたので、そちらの検討も一箇所ほど行ったんですけれども、前回の22年の見直しの時にも、編入につきましては、現在白地の農地の編入につきまして、地元の区長さんから申し出があったところなどもあったようなんですけれども、そういったところの検討とかは随時しておりますが、まだ、具体的な解決策と言うか答えみたいなものは出ておりません。

鈴木（隆）委員

ちょっと姿勢を批判するってわけじゃないですけどもね、このコメリの問題は長くやっているみたいですけども、各市町村ありますよね、ここでいえば4市、君津とか富津とか袖ヶ浦とかありますよね、その市ってのはなんか今、木更津でやってると逆だと思えますよね。他の市じゃこういう土地ありますから、ここへ是非きてくださいと、なんかそういう風に思えるんですけども、なんか木更津市のこの対応っていうのは、なんかちょっと、やり方が問題か、そういうとこはないんでしょうかね。

高橋（事務局）

問題と言うか、企業誘致のことを農振担当の方から申し上げるのはちょっとあまり・・・

森部長（事務局）

おっしゃるとおりだと思います、いわゆる都市計画を定めるにあたって、本来は、ああいったバイパスを作るにあたってですね、沿道利用型を作るというのが本来の都市計画の考え方であったはずなんですけども、そこへ都市計画を整備するにあたってのいわゆる両側の沿道利用サービス形態っていうのはなされていなかったというのが実情です。もう1点は、今、高橋の方からルールの説明をさせていただいたわけですけども、当初、平成16年当時は農林水産課の方でこれを窓口として担当していたわけですけども、メインはやはりこれと同じように農業振興地域の除外がまず最初に立ってたことが農林水産課の方で窓口で行っておりました。そういったことからですね、今、鈴木委員おっしゃったように市としてこの企業を誘致するという方向をつけたのもつい最近なんですけども、窓口を農林水産課から産業立地、企画の方に置きまして、市としてもどうしてもこの地区にコメリを誘致したいと言う姿勢を示したところなんです。もう1点は市長自ら議会の方の県の議長のほうへ出向いでですね、この除外についてお願いした経緯もございます。そういったことからですね、市としては何とかしたいと、我々農林部局の方もいわゆるこれをやることによって農業についても振興を図れるという理由をですね、つけながら、県と今後も調整を図って行くということでございます。以上でございます。

安藤会長（議長）

他にありますか。

それでは、質問が無いようですので、次に議題（４）その他といたしまして、何かございますか。

高橋（担当者説明）

はい。議長。私の方から、上望陀地区水田活性化計画の進捗状況ということでお話をしたいと思います。資料といたしましては、A4横のホチキス留め、8ページからなる資料の「上望陀地区水田活性化計画」をご覧ください。こちらの、目標の達成状況に関する評価に関して説明をさせていただきます。まず7ページをご覧ください。

活性化計画の目標の達成状況の評価等についてでございますけれども、本計画は地域農産物である米の消費拡大により、農業の振興と地域の活性化を図ることを目標に掲げまして、目標達成状況の評価の指標といたしまして、認定農業者の規模を目安とすることとしております。21年度の数値を基礎に、毎年度の認定農家数と認定農家による水稻の作付状況を比較し、計画最終年度の翌年であります平成27年度に最終評価を行うこととしており、評価につきましては、市の附属機関設置条例に基づき組織されております当協議会におきまして、検証を行いますとともに結果を公表することとしております。

では、まず上望陀地区の水田活性化計画でございますが、中郷地区にございます農事組合法人上望陀が、平成22年度に新規需要米生産製造連携関連施設整備事業の補助金を得て、米粉の製粉施設等の整備を行いました際に、農山漁村活性化法に基づき市が策定いたしました計画でございます。この計画は、農林水産省関東農政局に提出をしております。なお、本市のホームページにも掲載しております、いつでも閲覧していただける状況になっております。

活性化計画の目標を達成するために必要な事業となっております農事組合法人上望陀が行ないました新規需要米生産製造連携関連施設整備事業でございますけれども、全体事業費は3,732万円で、このうち国から農山漁村活性化プロジェクト支援整備交付金が1,866万円補助されております。次に、資料の2ページをご覧ください。

活性化計画の概要でございますけれども、計画期間は、平成22年度から26年度までの5か年の計画となっております。上望陀地区におきましては、水田が地域の7割を占め、水稻生産が農業生産の中心となっておりますけれども、近年、農業者の高齢化や米価下落による農業所得の減少によりまして、水稻生産農家の戸数が減少してきております。また、米の生産調整等により、水稻の作付面積も減少してございまして、耕作放棄地も増加傾向でありますところから、担い手の育成や、生産調整を達成していく中での所得の安定化を図ることにより地域の活性化を図っていくことを目標としております。具体的な目標は、平成26年度を来年度でございますけれども、目標年度といたしまして、認定農業者数を8名、なおかつ認定農業者が行っております水稻の作付面積を22ha以上とすることを最終目標としております。目標達成のための今後の展開方向でございますが、新規需要米による転作と、米粉パンなどの米粉を使った商品開発を推進してまいります。

米粉パンの給食拡大や、市内の製パン業者あるいは和菓子店等への普及を図りまして、地産地消を推進し、水田経営の活性化、農家所得の向上、また担い手育成を図ってまいりたいと考えてございます。本年度の認定農家数と認定農家による水稻の作付状況でございますけれども、同じく資料の8ページをご覧ください。

最後のページになりますけれども、本年度は、計画の4年目となります。

平成21年度と比較いたしますと、認定農業者数は8名と変わっておりませんが、水稻の作付面積につきましては25.6haで、6.4haの増となっております。なお、24年度と比較いたしますと、水稻の作付面積では、およそ0.5haの減となっております。以上で説明を終了いたします。

安藤会長（議長）

それでは議事等（４）その他について、事務局から説明がございましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

安藤会長（議長）

それでは、他に質問等はございませんか。

鈴木（修）委員

農業振興ということでお伺いしたいんですけども、今年度、旧富岡地区は人・農地プランを立ち上げました。そして協議会で その承認をもらいました。その後いっこうに事務的なものの進んでいくのが進んでないです。そういうことに対して行政としてどういう考えを持っているのでしょうか。というのは、実は私も農協には総会の前の座談会では質問させてもらったんですけども、進まないということは、何かの障害があって進まないのか、そこらへんはどうでしょうか。

平野課長（事務局）

ご指摘のとおり、承認はされましたけど進んでないということで、大変申し訳なく思っております。帰りましてですね、担当者と協議の上、また地元の方にお話をおろしていきたいと思えます。

鈴木（修）委員

そうするとね、実はもう十数日足らずで農地中間管理機構というものが機能してきます。そういうものもスムーズにいくのかなという心配があるわけです。とにかくお互いに農協、行政の間でよく話し合いをしていただいて、意見の統一をしてもらわないと、我々、いい制度をして立ち上げたんですけども、機能しないってことは地域の活性化につながらないんじゃないかなと思っております。是非、機能するような政策を早急に検討していただきたいというふうに思います。

平野課長（事務局）

ご指摘ありがとうございます。中間管理機構のお話も出た訳なんですけど、そちらの方も着々と県のほうで園芸協会のほうがそれを担当するというで聞いておりますので、県と農協、わたしども、また人・農地プランの方々とも協力しながら早急に対応してまいりたいと思えます。

鈴木（修）委員

是非、お願いしたいと思えます。

安藤会長（議長）

他にございませんか。

山口委員

同じ長須賀で、今非常に困っている状況があるんです。本線と久留里線と、浜長須賀の内側に下田という字があるんですけども、もともとレンコンを作って非常にこう長須賀のレンコンということ結構あったんですけども、今3軒しかやっていないんです。前はほとんどの人がやっていたんですけども。そうすると今、半分くらい荒れ地になって、それと4町歩くらいやってた人が亡くなって、それがまた借り手がいない。そういうことになると、どんどんあそこ全部荒れ地になって、かといって借りて欲しいといっても借り手がいないんですよ。例えば私にやってよといわれてもイヤだといいたくなるような土地なんです。レンコン作る以外に、まず畑にしようと思ったらとんでもないお金がかかるし、米を作ろうと思ったら機械がもぐって動かなくなっちゃうし、そういう風な土地なんで、そういう場合でも、農振区域なんですよ。荒れ地になって農振区域でそのままほっといても、農業委員会でも借り手がいないんですよ。出しても。もともと、地元の自分が嫌だと思ふ土地を人に貸して迷惑をかけるってのも非常に心苦しいということになるんで。そのへんのこと、どういうふう考えていたらいいのかなと思っているんですけども。部長は、同じ長須賀ですからよく知っていると思うんですけども。

ど。

森部長（事務局）

今、山口委員がおっしゃるように、耕作放棄地の関係は農業委員会の方と連携をとりながら、貸す側、借り手側という形で親交を深めているんですけども、こと蓮田ということになりますと委員おっしゃるように、やはり転用が利かないわけですよ。畑にも田んぼにもできないというのが蓮田でございます。かといって普通の農業者が蓮をやるというと、これはかなり困難なところがあると思います。技術的にも難しいところがあります。そういった中でですね、何ができるかということ、やっぱり蓮田ということかなり深いところがあるので、これは、それ以上のものは多分難しいのかなと思います。ただ、国の法律からいって、国は全体、国全域を見てのことで法律を定めておりませんので、そういった部分は、今回長須賀の農振農用地の除外も含めてそうなんですけれども、やはり、地域に応じた農振除外、農振地域の指定も含めてですね、県のほうに調整はしてるんですけども、なかなか国は全体、日本一本として考えておりますので、その辺の部分です、今後また県との調整がもっと必要になってくると思います。ただ、なかなか今すぐ蓮田の件については、どういう解決方法があるかっていうと、これは難しいと思います。以上です。

山口委員

わかりました。難しいのを承知のうえでお話ししましたんで。

森部長（事務局）

田んぼならできるんですよ。田んぼなら、隣の人一緒に借りてくれよというのが多分あると思うんですけども、こと蓮田になるとこれはかなり難しいものがありますね。

山口委員

1人だけ若い人がやっているんですけども、あとみんな70くらいの人なんです。

森部長（事務局）

ほんとに日本全体で考えてますから、例えば新潟とか山形のいわゆる優良農地のところと、市街化が進んでいるところの農地とは違うと思うんですよ。考え方がね。地域に応じたものをやっぱり考えていかないと農業振興も図れないと思います。

法律ですから、かなり難しいところはあろうかと思いますが。長須賀の問題じゃないですけども、農振農用地5ha減らすのであれば5ha増やせよという宿題があるわけですよ。これはもう難しいに決まってるんですよ。それをわかりましたといってすぐに5ha入れられるような土地ってのはほとんどないはずなんですけれども、その部分ですよ、農振農用地の取扱いってのは。

安藤会長（議長）

この機会ですので、振興地域の問題でも、他にございませんか。

鈴木（修）委員

先ほど市長からの挨拶の中にもありました、雪害に対する対応とか、今私が説明を求めた、人・農地プランのこととか、予算がなくてもできるような事業ってのは結構あると思うんですよ、そういうものは、なるべく迅速にあまり遅くならないようにということで。それと、雪害に関しては、助成とか何とか今国でもいろいろ国では50%、市町村で残りの40%、あと個人負担が10%くらいなんていうようなニュースも入って来てますけども、そういうものも是非対応できるような体制も整えておいてもらいたいなというふうに思います。

平野課長（事務局）

雪害に関しては、新聞報道等で皆さんご存知の部分もあると思いますが私どもの対応としてはですね、農家の方々の被災について、農協さんと私どもの方で現地の方、一度確認はしているんですが、現実問題、相当の面積といましようか場所、区域がございますので全部は把握できていないということがありまして、実は、農家の方々約3千数百名の方に、雪害に対してどういう、今回は融資が主なんです、こういう制度がありますよというのを、今日または明日くらいに お手紙で知らせる文書の発送を行います。それと市の補助というお話ですが、先ほどの中で国の方が5割、その補助要件としては、融資を受ける、または、地方公共団体、県または市なんでしょうけど、その補助金とセットで国は5割の補助をしますよってのがあるわけなんですけれども、現段階でちょうど、タイミング悪くと申しましようか、25年度の予算が締め切られて、26年度についてはこの3月14日の議会で持って承認されたところがございます、今後は補正予算ということで、年何度かの補正の機会がございますので、そういう中で対応していきたいなと、市も何らかの形でお手伝いしていきたいなというふうに考えております。

鈴木（修）委員

そうしてもらえると非常にありがたいんですけど、そういういい、国が50%、あと市町村が40%を出すというものが、市が出せないとすべてその国の50%ももらえなくなるとそういう絡みの制度だと思います。是非、農家の被災を受けた人に施設の回復は早くしてもらいたい。そして、農業の活性化をしてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

安藤会長

自己資金でやった場合は補助金はないんだよね。

平野課長（事務局）

おっしゃるとおり、それなりの資金力があるということでみなされまして、その場合は補助は出ません。先ほど申し上げたように、地方自治体の補助が一つ、それともう一つは融資を受けた場合、国の方は応分の補助金を出すという、そういう条件が付いております。

鈴木（修）委員

例えば育苗ハウスの場合にね、被害を受けた場合に、早くしないと、千葉県は早いから。制度の中に、そういう話が出てこないうちにもう解約しちゃった、回復した人もいるんですよ。恐らく、そういう人たちもそういう制度に差し伸べることができたんなら、補助対象に入れてもらいたいなということのを要望したいんですけども。

平野課長（事務局）

確かに早場米の地域でございますので、もう壊れたものを撤去して直してしまった方も確かにいらっしゃると思うんです。それについて現段階でそういう方々についても補助の対象になるかってのは、まだ不明な部分がございます、今後、国または県のほうから情報が入り次第、ご連絡していきたいと思っております。

山口委員

作ったけど、お金払ってない場合はどうなるの。

森部長（事務局）

この制度ができたときに、今の鈴木委員の問題も含めて、要は農家急いでるんだよと、早くやっちゃったのはどうすんだという部分も含めて、県に聞いてくよって宿題は出してあるんです。なかなかまだ回答はいただけないようなので、先に作っちゃった人は補助もらえない、これはおかしいだろうと、同じ説明を受けている中でね、力のある人は作っちゃったよ、ない人は待ってそのまま、あるいは苗のハウスもできないような状況の人もいれ

ば、もうその準備を進めている人もいるという。公平に考えてできるように、県と事業内容、補助制度内容をしっかり聞いとけよということで今、宿題を出して聞いていますんで、なかなかまだ回答を得ていません。近いうちに今、課長おっしゃったように、通知を全農家に発送します。把握してるだけだと多分足りないと思いますから、全農家に発送します。

鈴木（修）委員

というのはね、実は私はその制度を初めて聞いたのが、かずさアカデミアでやった君津地域農業交流会ではじめて聞いたんですけど、その時点ではもう自分で早く対応しちゃってね、そういう制度がないと、制度を聞く前に対応しちゃったもんでね、そういう提出しなけりゃいけない書類を出せとかっていわれても、それ自体取ってないようなところが結構あるんですよ。私だけじゃないと思いますけどね、そういう対応した人は。

森部長（事務局）

国の成立が確か3月の始めだったと思います。雪害は2月下旬ですよ。そのへんのタイムラグがあって、今鈴木委員おっしゃったように、もう壊れたのはすぐ直しちゃったっていう人はかなりいるはずなんです。その部分も含めて今県のほうに。

鈴木（修）委員

是非、お願いしたいと思います。

安藤会長（議長）

他にございますか。

では、他にないようでしたら、それでは、以上で本日の議事等がすべて終了しましたが、ここで、事務局の方から委員の任期終了に関して話があります。

平野課長（事務局）

はい。議長。

当協議会委員の任期でございますが、本年、平成26年3月21日を持ちまして満了となります。新委員につきまして、後日、各団体様あてに推薦の依頼をさせていただきますので、その際には、ご協力のほどよろしくお願い致します。

安藤会長（議長）

これをもちまして本日の協議会の議長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

平野課長（司会）

委員の皆様には、長時間にわたり、おつかれ様でございました。これをもちまして、平成25年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

以 上